

余裕期間制度の内容を改正します！！

1. 施工計画書の提出時期を変更します。

【変更内容】 提出期限(共通仕様書 1-1-1-4 に準拠)

変更前

工事着手日前

変更後

工事着手日前又は
施工方法が確定した時期

施工方法がまだ確定していない段階で、準備工事に着手する場合は、まず準備工事のみの施工計画書を提出していただき、その後、施工方法が確定した段階で、施工計画書を提出していただくことになります。

2. 余裕期間中の 現場代理人の取扱いを変更します。

【変更内容】 余裕期間中の現場代理人

変更前

兼任不可

変更後

他工事の現場代理人との

兼任可能

なお、兼任を行う場合は

下記の条件を満たした上で、兼任届の提出が必要となります。

- (1) 兼任する工事の施工箇所は、いずれも同一建設事務所の所管区域内であること。
- (2) 兼任する工事は、いずれも三重県発注工事であること。
ただし、国又は市町等の工事において、当該発注機関の長が兼任を認めた場合はこの限りではない。
- (3) 兼任する現場代理人は、発注機関又は監督員から常に携帯電話等で連絡をとれる状態であり、発注機関又は監督員が求めた場合には、工事現場に速やかに向かう等の対応を行うこと。